

<p>【I 測量・地質調査及び設計等業務委託仕様書】第1編総則 第1章共通 I-1-1-1-29 再委託</p>	<p>大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）及び同条例施行規則の施行に伴う修正</p>	<p>P. I-1-12</p>
<p>現 行</p>	<p>改 訂</p>	
<p>I - 1 - 1 - 1 - 2 9 再委託</p> <p>1 契約書(I)第 20 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>(1) 測量設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 地質調査業務における機械ボーリング等</p> <p>(3) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>(4) その他各測量設計業務に係る仕様書に定める事項</p> <p>2 契約書(I)第 20 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本、及び資料の収集・単純な集計とする。</p> <p>3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した測量設計業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 受注者は、測量設計業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量設計業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は、大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。</p>	<p>I - 1 - 1 - 1 - 2 9 再委託</p> <p>1 契約書(I)第 20 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。</p> <p>(1) 測量設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 地質調査業務における機械ボーリング等</p> <p>(3) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>(4) その他各測量設計業務に係る仕様書に定める事項</p> <p>2 契約書(I)第 20 条第 3 項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本、及び資料の収集・単純な集計とする。</p> <p>3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した測量設計業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。</p> <p>5 受注者は、測量設計業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量設計業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の者、又は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。</p>	

<p>【I 測量・地質調査及び設計等業務委託仕様書】第1編総則 第1章共通 I-1-1-1-38 暴力団等の排除について</p>	<p>大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）施行に伴う特記仕様書の一部改正</p>	<p>P. I-1-16</p>
<p>現 行</p>	<p>改 訂</p>	
<p><u>I - 1 - 1 - 1 - 3 8 暴力団等の排除について</u></p> <p><u>測量設計業務の実施にあたって、甲を発注者、乙を受注者として、次のとおり「暴力団等の排除について」を適用する。</u></p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p><u>1. 暴力団等の排除について</u></p> <p>(1) <u>乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。</u></p> <p>(2) <u>乙は、入札等除外措置を受けている者にこの契約の全部又は一部について下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ）をさせ、若しくは受託（二次以降の受託を含む。以下同じ）させてはならない。また、入札等除外措置を受けている者を保証人としてはならない。</u> <u>また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除又は保証人の変更をしなければならない。</u></p> <p>(3) <u>乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。</u> <u>また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。これらを怠った場合には、指名停止措置を行うことがある。</u></p> <p>(4) <u>乙は(3)に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。</u></p> <p>(5) <u>甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。</u></p> </div>	<p style="text-align: center; color: red;">削 除</p> <p style="text-align: center; color: red;">(別途、特記仕様書にて対応)</p>	

現 行 改 訂

表 I - 4 - 9 - 1 橋梁設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	部数(形式)	成果品項目	摘要
橋梁予備設計	設計図面	2部 (A4判金文字黒表紙)	橋梁位置図	市販地図等
		1部 (A4版キングファイル)	一般図	
			比較一覧表	
	報告書	3部 (A4縮小製本)	数量計算書	概略
			概算工事費	
			設計概要書	比較検討書等
			概略設計計算書	応力及び安定計算
	1部 (縮小版コピー)	その他参考資料等		
		電子データ	2枚(MOもしくはCD-R)	設計図面・報告書データ
	橋梁詳細設計	設計図面	2部 (A4判金文字黒表紙)	橋梁位置図
一般図				機種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入
線形図				平面・縦断・座標
構造一般図				
1部 (A4版キングファイル)			上部工構造詳細図	主桁・横桁・対傾構・主構・ 床組・床版・支承・伸縮装置・ 排水装置・高欄防護柵・遮音壁・ 検査路等・製作キャンパー図・ 架設計画面図・PC鋼材緊張順序等 施工要領
			下部工構造詳細図	橋台・橋脚等
			基礎工構造詳細図	杭・ケーソン等
			仮設工詳細図	仮締切・土留・仮橋等
報告書		3部 (A4縮小製本)	数量計算書	材料表・塗装面積 溶接延長等
			設計概要書	
			設計計算書	
			線形計算書	
			施工計画書	施工方法・特記事項等
1部 (縮小版コピー)		その他参考資料等	検討書	
電子データ		2枚(MOもしくはCD-R)	設計図面・報告書データ	

表 I - 4 - 9 - 1 橋梁設計成果品一覧表

設計種別	設計項目	部数(形式)	成果品項目	摘要
橋梁予備設計	設計図面	2部 (A4判金文字黒表紙)	橋梁位置図	市販地図等
		1部 (A4版パイプファイル)	一般図	
			比較一覧表	
	報告書	3部 (A4縮小製本)	数量計算書	概略
			概算工事費	
			設計概要書	比較検討書等
			概略設計計算書	応力及び安定計算
	1部 (縮小版コピー)	その他参考資料等		
		電子データ	2枚(MOもしくはCD-R)	設計図面・報告書データ
	橋梁詳細設計	設計図面	2部 (A4判金文字黒表紙)	橋梁位置図
一般図				機種・設計条件・地質図 ボーリング位置等を記入
線形図				平面・縦断・座標
構造一般図				
1部 (A4版パイプファイル)			上部工構造詳細図	主桁・横桁・対傾構・主構・ 床組・床版・支承・伸縮装置・ 排水装置・高欄防護柵・遮音壁・ 検査路等・製作キャンパー図・ 架設計画面図・PC鋼材緊張順序等 施工要領
			下部工構造詳細図	橋台・橋脚等
			基礎工構造詳細図	杭・ケーソン等
			仮設工詳細図	仮締切・土留・仮橋等
報告書		3部 (A4縮小製本)	数量計算書	材料表・塗装面積 溶接延長等
			設計概要書	
			設計計算書	
			線形計算書	
			施工計画書	施工方法・特記事項等
1部 (縮小版コピー)		その他参考資料等	検討書	
電子データ		2枚(MOもしくはCD-R)	設計図面・報告書データ	

【I 測量・地質調査及び設計等業務委託仕様書】第 5 編 第 6 章 建築設計 第 5 節 提出書類	「業務カルテ」の（社）公共建築協会への提出方法の見直し	P. I-5-19
現 行	改 訂	
<p>第 5 節 提出書類</p> <p>受注者が建築設計事務所等の場合は、業務完了時において、請負金額 500 万円以上の業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に、FD（フロッピーディスク）により（社）公共建築協会に提出するとともに、同協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>第 5 節 提出書類</p> <p>受注者が建築設計事務所等の場合は、業務完了時において、請負金額 500 万円以上の業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に基づき「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に（社）公共建築協会に提出するとともに、同協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	

【I 測量・地質調査及び設計等業務委託仕様書】第 5 編 第 6 章 建築設計 第 6 節 法令手続等	計画調整局 HP 及び消防局 HP のアドレスの変更	P. I-5-19,20												
現 行		改 訂												
<p>第 6 節 法令手続等</p> <p>1 計画通知書、各種許可申請等に伴う法令手続事務（図書の作成、申請及び審査協議等、等）は監督職員が指示するものを除き、受注者が行うこと。法令手続事務は下記及び特記による。</p> <table border="1" data-bbox="264 436 1243 806"> <thead> <tr> <th>法令手続</th> <th>作成図書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計画通知申請</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市計画調整局 HP/建築指導/確認申請書等様式に掲載されている様式及び添付図面等、必要な申請図書一式 計画調整局 HP: (http://www.city.osaka.jp/keikakuchousei/) </td> </tr> <tr> <td>・消防関係申請</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市消防局 HP/申請・届出用紙に掲載されている様式 及び添付図面等、必要な申請・届出図書一式 消防局 HP: (http://www.city.osaka.jp/shobo/) </td> </tr> </tbody> </table>		法令手続	作成図書等	・計画通知申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市計画調整局 HP/建築指導/確認申請書等様式に掲載されている様式及び添付図面等、必要な申請図書一式 計画調整局 HP: (http://www.city.osaka.jp/keikakuchousei/)	・消防関係申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市消防局 HP/申請・届出用紙に掲載されている様式 及び添付図面等、必要な申請・届出図書一式 消防局 HP: (http://www.city.osaka.jp/shobo/)	<p>第 6 節 法令手続等</p> <p>1 計画通知書、各種許可申請等に伴う法令手続事務（図書の作成、申請及び審査協議等、等）は監督職員が指示するものを除き、受注者が行うこと。法令手続事務は下記及び特記による。</p> <table border="1" data-bbox="1688 436 2668 865"> <thead> <tr> <th>法令手続</th> <th>作成図書等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・計画通知申請</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市計画調整局 HP/建築指導/確認申請書等様式に掲載されている様式及び添付図面等、必要な申請図書一式 計画調整局 HP: (http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchousei/category/704-8-1-0-0.html) </td> </tr> <tr> <td>・消防関係申請</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪市消防局 HP/申請・届出用紙に掲載されている様式 及び添付図面等、必要な申請・届出図書一式 消防局 HP: (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/category/1347-3-0-0-0.html) </td> </tr> </tbody> </table>	法令手続	作成図書等	・計画通知申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市計画調整局 HP/建築指導/確認申請書等様式に掲載されている様式及び添付図面等、必要な申請図書一式 計画調整局 HP: (http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchousei/category/704-8-1-0-0.html)	・消防関係申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市消防局 HP/申請・届出用紙に掲載されている様式 及び添付図面等、必要な申請・届出図書一式 消防局 HP: (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/category/1347-3-0-0-0.html)
法令手続	作成図書等													
・計画通知申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市計画調整局 HP/建築指導/確認申請書等様式に掲載されている様式及び添付図面等、必要な申請図書一式 計画調整局 HP: (http://www.city.osaka.jp/keikakuchousei/)													
・消防関係申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市消防局 HP/申請・届出用紙に掲載されている様式 及び添付図面等、必要な申請・届出図書一式 消防局 HP: (http://www.city.osaka.jp/shobo/)													
法令手続	作成図書等													
・計画通知申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市計画調整局 HP/建築指導/確認申請書等様式に掲載されている様式及び添付図面等、必要な申請図書一式 計画調整局 HP: (http://www.city.osaka.lg.jp/keikakuchousei/category/704-8-1-0-0.html)													
・消防関係申請	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市消防局 HP/申請・届出用紙に掲載されている様式 及び添付図面等、必要な申請・届出図書一式 消防局 HP: (http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/category/1347-3-0-0-0.html)													

現 行	改 訂
-----	-----

3 成果物の提出

提出する成果物は下記並びに特記による。成果物は建築設計、建築機械設備設計、建築電気設備設計各々で整理、製本し、提出すること。

(1) 共通

成果物	様式	サイズ (製本時)	部数	備 考
業務計画書	任意	A4	3	
打合せ記録書・議事録	所定	A4	3	

成果物	様式	サイズ (製本時)	部数	備 考
現場調査報告書	任意	A4	3	
照査報告書・確認シート	所定	A4	3	

3 成果物の提出

提出する成果物は下記並びに特記による。成果物は建築設計、建築機械設備設計、建築電気設備設計各々で整理、製本し、提出すること。

(1) 共通

成果物	様式	サイズ (製本時)	部数	備 考
業務計画書	任意	A4	3	
打合せ記録書・議事録	所定	A4	3	
現場調査報告書	任意	A4	3	
照査報告書・確認シート	所定	A4	3	